



2026年1月19日

各 位

会 社 名 アライドテレシスホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 サチエ オオシマ
(コード番号: 6835 東証スタンダード)
問合せ先 上級執行役員 I R 部長 田 中 宏 介
(TEL : 03-5437-6007)
(URL <https://www.at-global.com>)

当社子会社による事業譲渡に関するお知らせ

当社は、2026年1月17日開催の取締役会において、当社の100%子会社であるAllied Telesis Capital Corp. のIPトリプルプレイ・サービス事業をWarrior Communications, Inc. に譲渡することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業譲渡の理由

当社子会社であるAllied Telesis Capital Corp. は長年にわたり米軍基地及びその周辺地域に住宅用・非住宅用ケーブルテレビ、インターネット及び電話サービスを提供してきました（当社グループでは、当該サービスを提供する事業をIPトリプルプレイ・サービス事業と称しています）。

しかし、顧客によるクラウド型電話サービスやストリーミングサービスへの移行に伴い、当社グループにおける当該事業の年間収益は減少傾向にあります。そして、当該事業は、米国関係当局との契約に基づいて実施されているところ、現行の契約が2028年4月に満了することから、当社グループとしては、米国関係当局との契約を更新又は延長することは企図せず、当該事業を譲渡し、その代金をコア事業への投資に充当することが、中長期的な企業価値の向上に資すると判断いたしました。

2. 事業譲渡の概要

（1）対象事業の内容

米軍基地及びその周辺地域に提供している住宅用・非住宅用ケーブルテレビ、インターネット及び電話サービス（IPトリプルプレイ・サービス）

(2) 対象事業の経営成績

【単位：百万円】

	対象事業(a)	2024年12月期連結実績(b)	比率(a/b)
売上高	2,344	48,458	4.80%
売上総利益	1,748	27,899	6.30%
営業利益	942	3,424	27.50%
経常利益	942	3,727	25.30%

(3) 対象事業の資産、負債の項目及び金額（2025年11月30日時点）

【単位：千米ドル】

資 产		负 債	
项 目	帳簿価額	项 目	帳簿価額
諸資産	2,766		
合 計	2,766	合 計	

(4) 譲渡額及び決済方法

譲渡価額 譲渡価額については、相手先との守秘義務により開示を控えさせていただきます。

決済方法 現金決済

3. 当社子会社であるAllied Telesis Capital Corp. の概要

(1) 名 称	Allied Telesis Capital Corp.
(2) 所 在 地	3041 Orchard Parkway San Jose, California 95134 USA
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長兼CEO・サチエ オオシマ
(4) 事 業 内 容	ネットワークサービスの提供
(5) 資 本 金	43,500千米ドル

4. 相手先の概要

(1) 名 称	Warrior Communications, Inc.
(2) 所 在 地	41704 W. Smith Enke Rd, Suite 100, Maricopa, AZ 85138
(3) 代表者の役職・氏名	Keith A. Kirkman, President & Secretary
(4) 事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> 1. ネットワーク機器及び関連ITサービスの販売 2. 電気通信サービスの提供 3. インターネットサービスの提供 4. デラウェア州一般会社法に基づき会社が組織されることができるあらゆる合法的な行為又は活動に従事すること
(5) 資 本 金	1,000米ドル

(6) 設立年月日	2025年9月9日	
(7) 純資産	-	
(8) 総資産	-	
(9) 大株主及び持株比率	Katayama Holdings Co., Ltd. (90%)	
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

5. 日程

(1) 取締役会決議日	2026年1月17日
(2) 契約締結日	2026年1月23日（予定）
(3) 事業譲渡期日	2026年2月27日（予定）

(注) 本事業譲渡は、会社法第467条第1項各号の規定に該当しない事業譲渡であるため、当社株主総会の決議を要しません。

(注) 本事業譲渡に関連して、米国関係当局との契約の契約当事者をAllied Telesis Capital Corp.から相手方に置き換えるために、米国関係当局に対して所定の契約更改手続を講じる必要があります。本事業譲渡にかかる契約上、相手方は、その締結日以降、所定の期間内に当該契約更改手続を完了する義務を負っており、これを履行できない場合、本事業譲渡は解除されることとなっています。

6. 会計処理の概要

譲渡価額と移転する対象事業の資産との差額から譲渡に係る諸費用を差し引いた額について、特別利益に計上を行う予定です。

7. 今後の見通し

当社グループは、本事業譲渡により、2026年12月期決算において特別利益を計上する見込みです。ただし、上記のとおり、本事業譲渡は米国関係当局との契約の更改手続の完了を解除条件としていることから、特別利益は当該更改が完了した後に計上いたします。また、当該更改が完了するまで本事業譲渡にかかる費用も確定できないため、特別利益の計上時期及び金額は未定です。確定次第速やかに開示します。

なお、本事業譲渡の影響は、今後開示予定の2026年12月期業績予想にて折り込みます。

以上